

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－１５ <u>産業活力再生特別措置法</u>に関する銀行の留意事項</p> <p><u>産業活力再生特別措置法</u>（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、<u>共同事業再編に関する計画</u>（以下「共同事業再編計画」という。）、<u>経営資源再活用に関する計画</u>（以下「経営資源再活用計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、銀行の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p>	<p>Ⅲ－４－１５ <u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>に関する銀行の留意事項</p> <p><u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法</u>（以下「産活法」という。）等に定める事業再構築に関する計画（以下「事業再構築計画」という。）、<u>経営資源再活用に関する計画</u>（以下「経営資源再活用計画」という。）、<u>資源生産性革新に関する計画</u>（以下「資源生産性革新計画」という。）及び事業革新設備の導入に関する計画（以下「事業革新設備導入計画」という。）の記載事項については、銀行の計算書類等の記載方法に則し、以下の点に留意するものとする。</p>
<p>Ⅲ－４－１５－１ <u>産活法第２条第２項第２号及び産活法の施行に係る指針</u>（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>（１）施行指針第６条の「当該新たな役務の売上高の合計額がすべての事業の売上高の１％以上となる場合」は、例えば、当該新たな役務の業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）の合計額がすべての事業の業務収益の１％以上となる場合をいう。</p> <p>（２）施行指針第８条の「当該役務に係る１単位当たりの販売費が５％以上低減される場合」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の１単位当たりの経費が５％以上低減される場合をいう。</p> <p>（３）施行指針第９条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役</p>	<p>Ⅲ－４－１５－１ <u>産活法第２条第４項第２号及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の施行に係る指針</u>（以下「施行指針」という。）第６条、第８条、第９条の事業革新の定義</p> <p>（１）施行指針第６条の「当該新たな役務の売上高の合計額をすべての事業の売上高の１％以上とすること」は、例えば、当該新たな役務の業務収益（資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益）の合計額をすべての事業の業務収益の１％以上とすることをいう。</p> <p>（２）施行指針第８条の「当該役務に係る１単位当たりの販売費を５％以上低減させること」は、例えば、業務収益又は業務粗利益の１単位当たりの経費を５％以上低減させることをいう。</p> <p>（３）施行指針第９条の「事業再構築又は経営資源融合の実施期間中の当該役</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を5以上上回る場合」は、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値が、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値を5%ポイント以上上回る場合をいう。</p>	<p>務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から5以上上回るものとする」とは、例えば、事業再構築期間中の当該役務の業務収益の伸び率を百分率で表した値を、過去3事業年度における当該役務に係る業種の業務収益の伸び率の実績値を百分率で表した値から5%ポイント以上上回るものとするをいう。</p>
<p>Ⅲ－４－１５－２ 産活法第5条第6項第1号及び我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. <u>ロ.</u> の事業再構築の認定の基準</p>	<p>Ⅲ－４－１５－２ 産活法第5条第6項第1号及び我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）二. <u>イ.</u> の事業再構築の認定の基準</p>
<p>(1) 基本指針二. <u>ロ.</u> 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥ 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。</p>	<p>(1) 基本指針二. <u>イ.</u> 1. ①の「事業再構築終了後の自己資本当期純利益率－事業再構築開始前の自己資本当期純利益率≥ 2」は、例えば、自己資本当期利益率が2%ポイント以上上昇する場合をいう。</p>
<p>(2) 基本指針二. <u>ロ.</u> 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)$\times 100 \geq 105$」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p>	<p>(2) 基本指針二. <u>イ.</u> 1. ②の「(事業再構築終了後の有形固定資産回転率/事業再構築開始前の有形固定資産回転率)$\times 100 \geq 105$」は、例えば、業務収益を有形固定資産の帳簿価額で除した値が5%以上上昇する場合をいう。</p>
<p>(3) 基本指針二. <u>ロ.</u> 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)$\times 100 \geq 106$」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（業務純益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</p>	<p>(3) 基本指針二. <u>イ.</u> 1. ③の「(事業再構築終了後の従業員1人あたり付加価値額/事業再構築開始前の従業員1人あたり付加価値額)$\times 100 \geq 106$」は、例えば、従業員1人当たりの付加価値額（業務純益、人件費及び減価償却費の和）が6%以上上昇する場合をいう。</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－４－１５－３ 産活法第３条第２項第２号及び基本指針二. <u>ロ.</u> ２. の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(１) 基本指針二. <u>ロ.</u> ２. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(２) 基本指針二. <u>ロ.</u> ２. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>	<p>Ⅲ－４－１５－３ 産活法第３条第２項第２号及び基本指針二. <u>イ.</u> ２. の財務内容の健全性の向上に関する目標の定義</p> <p>(１) 基本指針二. <u>イ.</u> ２. ①の「有利子負債合計額」は、例えば、預金を含む負債性の資金調達手段のすべてを指し、「運転資金」は、例えば、不良債権を除く貸付債権等を指す。</p> <p>(２) 基本指針二. <u>イ.</u> ２. ②の「経常収入」は、例えば、経常収益を指し、「経常支出」は、例えば、経常費用を指す。</p>
<p>Ⅲ－４－１５－４ 産活法第３条第２項第３号及び基本指針三. <u>ロ.</u> の過剰供給構造にある<u>事業分野</u>の基準に関する事項の定義</p> <p>基本指針三. <u>ロ.</u> ３. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p>	<p>Ⅲ－４－１５－４ 産活法第４条第１項及び基本指針十. <u>イ.</u> の過剰供給構造にある<u>業種等</u>の基準に関する事項の定義</p> <p>基本指針十. <u>イ.</u> ２. の「売上高」は、例えば、業務収益を指し、「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p>
<p>Ⅲ－４－１５－５ 産活法第３条第２項第３号及び基本指針三. <u>ハ.</u> の共同事業再編の認定の基準</p> <p>(１) 基本指針三. <u>ハ.</u> １. の「営業利益」は、例えば、業務純益を指す。</p> <p>(２) 基本指針三. <u>ハ.</u> ２. ①については、Ⅲ－４－１５－２（２）を準用する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>Ⅲ－４－１５－６ 産活法第３条第２項第４号及び基本指針四. <u>ロ.</u> の経営資</p>	<p>Ⅲ－４－１５－５ 産活法第７条第４項第１号及び基本指針三. <u>イ.</u> の経営資</p>

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p style="text-align: center;">源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針四. 口. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-4-15-<u>5 (1)</u>、Ⅲ-4-15-2 (2) 及びⅢ-4-15-2 (3) を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">源再活用の認定の基準</p> <p>基本指針三. イ. 1.、2. 及び3. については、それぞれⅢ-4-15-<u>4</u>、Ⅲ-4-15-2 (2) 及びⅢ-4-15-2 (3) を準用する。</p>